

徳島県告示第五百二十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、生産事業者の登録を受けようとする者を対象者として、講習会を次のとおり開催する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

日 時	講 習 内 容	場 所
令和七年十一月十九日（水曜日） 午前十時から午後五時まで	一 種苗に関する法令 二 種苗の産地及び系統に関する事項 三 種苗の生産技術に関する事項	名西郡石井町石井字石井一六六 。番地 徳島県立農林水産総合技術支援 センター